

令和7年度 臨時的任用職員（一般行政事務）募集要項

|       |  |
|-------|--|
| 職務内容  | <p>県の一般行政職員として臨時的に雇用するものであり、鹿児島県庁行政庁舎2階の健康増進課において以下の事務を担当していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病・特定疾患の医療費公費負担支払事務に関する事</li> <li>・ 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業等、その他国庫補助事務に関する事</li> <li>・ ハンセン病対策に係る支払いに関する事務</li> <li>・ 原子爆弾被爆者に対する各種手当の支給に関する事務</li> </ul> <p>※係の業務執行状況により、上記以外の業務を担当していただく場合があります。</p>   |
| 募集人員  | 1人   |
| 募集対象  | <p>以下の条件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコンの文書作成ソフト（一太郎、ワード）及び表計算ソフト（エクセル）を操作可能な方</li> </ul> <p>地方公務員法第22条の3に規定する臨時的任用職員（公務員）として採用します。ただし、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本国籍を有しない者</li> <li>2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>3 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li>4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li> </ol> |
| 勤務時間  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 勤務日<br/>原則として、土日・祝日を除く、月曜日から金曜日 ※週休二日制</li> <li>2 勤務時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時まで休憩時間）</li> <li>3 休暇<br/>年次有給休暇及び特別休暇</li> </ol>   |
| 勤務地   | <p>鹿児島市鴨池新町10-1（行政庁舎2階）<br/>鹿児島県 保健福祉部 健康増進課</p>   |
| 任用期間  | <p>令和7年6月1日から同年11月30日まで<br/>※ 業務遂行能力の実証を踏まえ更新の可能性あり</p>  |
| 給与支払日 | 原則として毎月21日   |
| 給与等   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 給与<br/>給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例に基づき支給されます。<br/>基準となる給与月額「184,400円」で、職務経験等に応じて加算される場合があります。</li> <li>2 諸手当<br/>時間外勤務手当、休日給を支給<br/>通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当については、それぞれの支給条件に応じて支給します。</li> </ol>   |
| 退職金制度 | 無  |
| 加入保険等 | 地方職員共済組合等  |

|         |   |
|---------|---|
| 住 宅     | 無   |
| 応 募 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市販の履歴書（写真貼付，学歴及び職歴，志望動機を明記。）を下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。（応募期間：令和7年5月8日（木）午後5時15分まで）</li> <li>・ 書類選考の上，順次，面接日時等を連絡します。</li> <li>・ 応募期間にかかわらず，採用者が決定次第，募集を締め切らせていただく場合がありますので，あらかじめ御了承ください。</li> <li>・ 選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので，あらかじめ御了承ください。</li> </ul> |
| そ の 他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いただいた応募に関する個人の情報は，本募集・採用に関することにのみ使用し，応募の秘密については厳守します。</li> </ul>   |

|   |
|---|
| <p>書類提出先及び問合せ先<br/>〒890-8577<br/>鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1<br/>鹿児島県保健福祉部 健康増進課課<br/>担当 馬場<br/>TEL 099-286-2712</p> |
|---|